

地震の被害を減らそう！ 住宅の耐震に関する補助制度

昭和56年5月以前の建築物(旧耐震住宅)は『建築基準法』における耐震基準の改正以降の建築物に比べ、地震の際に大きな被害が多いことが報告されています。耐震に関する補助制度をご活用いただき、安全・安心な住まいづくりにお役立てください(いずれも予算額に達した時点で受付終了となります)。

空き家を増やさない！

居住誘導区域

まちなか旧耐震住宅除却補助金

※本誌8頁参照

▶申請期間／4月15日(月)～令和7年2月28日(金)

▶対象要件

- ①個人またはその相続人が所有する昭和56年5月以前に建築された住宅の全部を除却すること
 - ②町税および除却する住宅の上下水道使用料の滞納がない方
 - ③所有権以外の権利の設定がされていない、または関係権利者全員の同意が得られていること
 - ④申請者および同敷地内の住宅が、過去にこの補助金、または老朽空き家除却補助金の交付を受けていないこと
 - ⑤申請前に除却工事に着手していないこと
- ※その他要件がありますので、詳細は町公式ホームページをご覧ください。また、都市計画課へお問い合わせください。

▶補助金額／除却工事に要した費用の **2分の1**

※上限額50万円(町外の事業者が除却工事を行う場合は40万円)

新制度！ 空き家の除却に関する補助制度

町では、町民の生活環境を守り、安全・安心なまちづくりの推進を図るため、町内の空き家を除却する費用の一部を補助します。町内に空き家を所有している方で、利活用の見込みがなく解体をお考えの方は、ぜひご活用ください(予算額に達した時点で受付終了となります)。

寄居町老朽空き家除却補助金

町内全域

▶申請期間／4月15日(月)～令和7年2月28日(金)

▶対象要件

- ①個人またはその相続人が所有する昭和56年5月以前に町内に建築された住宅であり、1年以上居住、その他の使用がないこと
 - ②基礎を含めた全部を除却すること
 - ③町税および除却する住宅の上下水道使用料の滞納がない方
 - ④所有権以外の権利の設定がされていない、または関係権利者全員の同意が得られていること
 - ⑤申請前に除却工事に着手していないこと
- ※その他要件がありますので、詳細は町公式ホームページをご覧ください。また、都市計画課へお問い合わせください。

▶補助金額／除却工事に要した費用の **2分の1**

※上限額40万円(町外の事業者が除却工事を行う場合は30万円)

☎ 都市計画課(☎ 581・2121内線243)

専門家による診断の際に！

町内全域

木造住宅耐震診断助成金

▶申請期間／4月15日(月)～令和7年2月28日(金)

▶対象要件

- ①町内に住所を有し、②の住宅を所有し居住している方
 - ②昭和56年5月以前に建築された木造2階建以下の戸建て住宅であること
 - ③地震に対する耐力診断(一般診断)を一級・二級・木造建築士が行うこと
 - ④申請前に耐震診断に着手していないこと
- ※その他要件がありますので、詳細は町公式ホームページをご覧ください。また、都市計画課へお問い合わせください。

▶助成金額／耐震診断に要した費用の **2分の1**

※上限額2万5,000円

☎ 都市計画課(☎ 581・2121内線243)

結婚新生活を応援します！

結婚新生活支援事業補助金

町では、結婚に伴い新たに生活を始める新婚世帯を応援するため、住宅取得費、賃料、リフォーム費用、引っ越し費用等の補助を行います。

▶申請期間／4月15日(月)～

※予算額に達した時点で受付終了となります。

▶対象要件

- 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- 新生活を始める住宅が町内にあり、申請日において夫婦の双方、または一方が当該住宅の住所に住民登録をしていること
- 夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること

▶補助上限金額

- 夫婦の年齢がいずれも29歳以下の世帯 **60**万円
- 上記以外の世帯 **30**万円

※その他要件がありますので、詳細は町公式ホームページをご覧ください。また、総合政策課へお問い合わせください。

☎ 総合政策課(☎ 581・2121内線461)

まちなかで暮らそう！ 新築住宅取得に関する補助制度

町では、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、若い世代や子育て世帯のまちなかにおける新築住宅取得を支援する補助制度を実施しています(いずれも予算額に達した時点で受付終了となります)。

まちなか居住促進補助金

居住誘導区域

▶申請期間／4月15日(月)～令和7年3月21日(金)

▶対象要件

- ①子育て世帯(18歳以下の子どもがいる世帯)または令和6年3月末日時点で39歳以下の方
 - ②令和4年4月1日以降の契約により、居住誘導区域内に新築住宅を取得・登記した方
 - ③取得した住宅を5年以上継続して所有し、居住する方
 - ④過去にこの補助金・まちなか住宅取得支援補助金・定住促進補助金を利用していない方
 - ⑤世帯全員に町税の滞納がない方
- ※その他要件がありますので、詳細は町公式ホームページをご覧ください。また、都市計画課へお問い合わせください。

▶補助金額

- ①子育て世帯かつ39歳以下の方 **80**万円
- ②子育て世帯の方 **60**万円
- ③39歳以下の方 **40**万円

☎ 都市計画課(☎ 581・2121内線241)

エコハウス推進事業補助金

町内全域

▶申請期間／令和7年2月28日(金)まで

▶対象要件／次の①、②の要件をすべて満たすこと

- ①自ら居住する住宅に機器を設置する寄居町民、またはこれから寄居町民となる方
- ②住宅の所有者および共有者に町税の滞納がない方

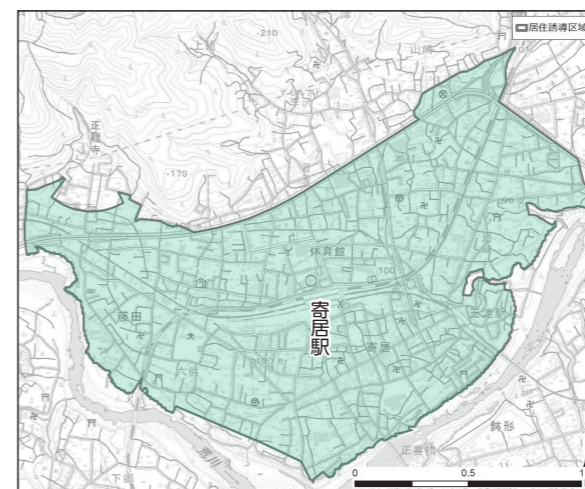
対象機器	1基当たりの補助金額
太陽光発電設備	7万円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	
家庭用蓄電池	
電気自動車等充電設備(V2H)	
地中熱利用システム	3万5,000円
太陽熱利用システム	

●まちなか居住促進補助金を受けた方は、さらに1基当たり10万円を加算します。

☎ 生活環境エコタウン課(☎ 581・2121内線223)

居住誘導区域／緑色の区域

▶寄居駅周辺



▶男衾駅周辺

